

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県知事から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年九月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 奈良県全域
- 三 測量の期間 令和三年六月七日から令和四年三月二十五日まで